

交通事故被害者の会

第60号

2019年8月20日 (年3回発行)

TEL 011-299-9025 FAX 011-299-9026

E-mail hk-higaisha@nifty.comホームページ <http://hk-higaisha.a.la9.jp/>発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章事務局
001-0030 札幌市北区北30条西6丁目4-18
北海道交通安全協会内

被害者の会は、被害者どうしの支援と死傷被害根絶のための取り組みを目的とした、交通事犯被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。会報が送られ、交流会等に参加できます。

手記 1

29年前 10歳の娘は飲酒運転の車に殺されました 入会し、飲酒運転根絶運動に参加させて頂きます

旭川市 中野 邦子

私は、平成2(1990)年に10歳の娘を飲酒運転の車にひかれて亡くしました。(転勤族でしたので、当時は小樽にいました)

娘は、友人の運動会の応援に行き、帰りに歩道を歩いていて、運動会のあった学校の父兄の父親に殺されました。

この人は、自分の子ども3人と奥さんを乗せていました。うちの娘がクッションになったそうです。もし娘がいなかったら、加害者の子どもか奥さんが亡くなっていたかもしれないと警察の方に言われました。娘が助けたんですね。

加害者も怪我をして、病院に行って待合室に居た時、加害者の父親が「酒を飲んだ事は言うなよ」と言っていたのを看護師の方が聴いていたそうです。

その後、裁判所にも行きました。加害者は、たった1年6ヶ月刑務所に入っただけです。被害者の人生は奪われたのに、加害者の人生は守られるのですね。

悲しい思いをした後、他人からの心ない言葉を耳にします。「加害者の子どもがいにしめにあったらしい」「夫婦も離婚したらしい」「被害者だけが辛いのではないよ」・・・と。そして「お金いっぱい入ったかい」「そのお金(示談金)を貸して欲しい」・・・と。

人というものは、なんと残酷なんだろう、と思いました。その後私はうつ病になり、死ぬことばかり考えていました。主人、子ども、周りの人に助けられて少しずつ元気になっていきました。

縁があって被害者の会の水野さん、代表の前田さんと出逢いました。これから先、飲酒運転根絶運動に参加させていただきたいと思っています。

日本は、熱しやすく冷めやすい国です。常に「お酒を飲んだら運転は駄目だ」ということを目にして耳にしなければいけないと思います。シートベルトだって今は当たり前のように締めています。交通安全週間だけでなく、常に警察の方が飲食店に顔を出してほしいと思います。

被害に遭った者だからこそ伝えていかなければいけないのではないのでしょうか。

娘からのメッセージだと思い、諦めない事だと思っています。ゼロにするまで頑張りたいと思っています。天国の娘も応援してくれていると思います。

被害に遭った私たちの気持ちを日本中に伝えましょう。交通事故は、殺人です。



中野 明子さん
当時10歳



〈事件概要〉1990年5月27日 小樽の市道交差点を横断していた中野明子さん(長橋小学校5年)ら小学生3人が、左後方から来た飲酒の乗用車にはねられ、明子さんは全身を強く打って間もなく死亡、他の2人も重傷を負われた。飲酒運転の加害者は懲役1年6月という軽い罪であった。

〈主な内容〉①手記1「娘は飲酒運転車に殺されました」 ②手記2「30年前、120キロの車に妹が」

③～⑫【特集】定期総会 交流会「発足20年、犠牲を無にしない私たちのとりくみ」

・講話「会設立と100万人講習」(宮谷弘一氏) ・「この20年の法制度改正」(青野渉氏) ・会員発言

⑬ 要望事項 ⑭ 飲酒運転根絶決起大会の報告 ⑮ 書評「自動運転の幻想」、パネル展 ⑯ 編集後記 他

手記 2

30年前、120キロの対向車に衝突され、同乗の妹を亡くし、私の人生も変えられました。活動に参加させていただきます。

江別市 旭岡 真由美

当時18歳だった私は、平成元（1989）年11月6日に事故に会い、その時に同乗して居た7歳の妹（小穂子）を亡くしました。

私の車は軽で相手は普通乗用車。加害者が雨の中スピードを出し過ぎ、スリップした際ハンドル操作を誤り、対向車線をはみ出して私の車と正面衝突したのです。

退院後、事故報告書を見せられた時に、私の車は40キロ、加害者の車は120キロでメーターは止まっていた。警察の方からは、「2台合わせ、160キロの速度で壁にぶつかった衝撃と同じですね」と言われました。

当然死んでいてもおかしくない事故。私はこの事故で、頭のとっぺんと足の指以外の全てに損傷を受け、特にフロント部分が原型を留めていない程潰された事により両足が挟まれ、取り出すまでにかなりの時間が掛かったと、後に新聞を読んで知りました。

この事故をキッカケに、私は自分だけが助かり妹が死んだ事を悔やみ、事あるごとに「私が死ねば良かった…」と言いつづけてきました。

何故自分が助かり妹が死んだのか？そんな答えは当然ながら見つかる訳も無いのに、無意味に探し続けた30年。そんな私がやっと見つけて辿り着いた場所がこの会だったのです。

平成の問題は平成で終わらせて、令和元年に私は新しく生まれ変わろう！いつまでも平成元年を引きずってはいけない！そしてここならきっと私に出来る事がある。助かったからこそ命の大切さを伝えられる事がある。私にしか出来ない事があるからこそ、今も私はこの世に存在し生きている。私が頑張り幸せになる事を亡くなった妹も望んでる。クヨクヨといつまでも事故を引きずり泣いてる私に妹はきっと悲しんでいる。と。

有難い事に私はこの事故や妹を知っている同級生と結婚し、子供を3人授かりました。今は長男に孫が1人、娘に孫が2人居ます。この子たちの未来があるのも私が生きているからこそ。会えなかったかもしれない夫や子供や孫に今は本当に感謝しかありません。特に事ある毎に事故の話をして泣く私を、いつも悲しそうな顔をして“俺との生活を否定するんだね”と苦しめてしまった夫には、申し訳無い気持ちしかありません。

この事故で私は私自身を殺し、また何の関係も無い夫を苦しめて今まで来ました。そんな私と同じ様に今も苦しんで悩んでる人の少しでも助けになれる様に、これからは微弱ながら私なりにこの会の助けになりたいと思っています。それが私が助かった答えだと今は思うから…。



5歳の小穂子さん

パネル展
感想①

◆ 子どもの頃より、何名もの方の、車に巻き込まれたり、縁石に頭をぶつかったりという現場を目にし、救急車のサイレンが聞こえると動悸がします。全てスローモーションの様に見え、覚えている記憶を消すことは出来ません。

私もそろそろ免許を返納することを考えています。（70歳代、女性）

◆ 命の大切さを！ 車での事故も、人を殺めてしまっただけで殺人と変わりがないのではと思っています。（60歳代 女性）



JR手稲駅 2019年6月14～17日

発足20年の定期総会・交流会 2019/5/11

発足以来20回目となる定期総会・交流会は、5月11日、かでの2・7を会場に、25家族、31人の出席で行われました(会員家族数118)。

司会は世話人の小野さん。犠牲者への黙祷を捧げたあと、来賓の道警交通部と道交通安全協会よりご挨拶を受けました。

総会議事は今年も伊藤世話人の議長により滞りなく進められ、活動報告と決算、2019年度の活動計画・予算・要望事項が提案通り承認されました。役員選出では、前田代表、内藤・高橋・真島副代表が再任されました。



代表挨拶

前田 敏章

交通死傷ゼロへ 根底の課題を

ご来賓の道警、道安協の方々に厚く感謝致します。

当会は、この9月で発足から20年の節目を迎えます。設立総会は1999年9月17日、道警本部の会議室に当初会員37人中、15人が出席し行われました。

資料に「設立に当たって」という当時の文書を示しましたが、設立を呼び掛け導いてくれたのは、手記集「癒されぬ輪禍」を発刊した道警交通部です。

私たちは、悲惨な被害当事者で作る会ですので、支援の輪は広がって欲しいのですが、被害会員は増えて欲しくない会、早くその役割を終えたい会です。

20年が経過したことを「祝う」という気持ちにはなれません。世話人会では、「尽力感」という言葉で、要望書の取組など、必死に活動を繋いできたこの20年を振り返り、苦しい中で継続出来た要因を共通認識とし、それを力に変えて、21年目に向けて前を向きたいと話合ってきました。

私たちが、この20年、絶望に陥らず活動を続けられた要因の一つに、犯罪被害者等基本法や刑事訴訟法など被害者保護法制の前進があります。「被害者の声が社会を変える」という「尽力感」を得ました。

そして、もう一つ、死傷被害の減です。発足以来延べ27人の会員が担ってきた体験講話(計1,172回、聴講者22万7千人)や、小野さんの尽力で開催を続けている「いのちのパネル展」



(計393会場、1700日)等もあり、確かな被害減があります。

しかし、最近も池袋や大津市など悲惨な事件が続いています。北海道においても下げ止まりの感もあり、危険なクルマ社会の根底問題が残っています。

私たちは、1件の犠牲も決して無にすることなく、「ゼロ」のために根底からの総合的施策を求めなくてはなりません。

道具であるべきクルマが「日常的」に「凶器」となっている異常性に、社会全体が一刻も早く気づくべきです。

そのために、命の尊厳ということを深く知る私たちは、生きる力を分かち合い、声を上げ続けなくてはなりません。法律や制度、道路環境等の更なる根底からの改善に、関係機関と連携し尽力したいと思います。皆様のご協力をお願いします。

来賓挨拶

死傷者数ゼロへ活動推進を

道警本部交通部管理官 横山 博暁氏



皆様方におかれましては、会発足以来、道民の交通安全意識の高揚と、交通事故ゼロをめざして、自らの体験を通じ交通事故の悲惨さを広く訴えるなど、日々ご尽力を頂いておりますことに、心から感謝申し上げます。

昨年の道内における交通事故は、発生件数9,931件、死者数141人、負傷者数11,494人となっております。死者数は、北海道の統計記録の在る昭和22年以降最小の結果となりましたが、未だ多くの方々が亡くなりまた怪我をしている現状は、当事者はもちろん家族や友人など多くの方々が悲しみや苦しみに耐えていることも、決して忘れてはならないことであります。

本日から全国の安全運動が始まっていますが、道警と致しましては、死傷者数をゼロに近づけるべく、交通違反の取締りや事故捜査を強力に推進していくことはもとより、広報啓発活動や関係機関団体と連携して各種活動を強力に推進していきます。

皆様方におかれましては、本会の活動を通して、交通事故撲滅のために今後ともご尽力のほどをお願い致しまして、挨拶に代えさせていただきます。



「心に響く」事故防止活動を

(一財)北海道交通安全協会

企画推進部長 大野 富穂 氏

皆様方が、交通事故の悲惨さや命の尊さを広く道民に訴え、事故根絶に取り組まれていることに感謝申し上げます。

また、本年は、発足から20年の節目の年。長年に渡る熱意ある活動に、改めて敬意を表します。

今から20年前、道内の交通死亡事故は530人を超えておりました。昨年の死者数が141人ですから、約4分の1に減少しておりますが、これも一重に交通安全に関わる全ての皆様の地道な活動の賜です。

その中にあっても特に「被害者の会」の皆様の訴えは、多くの道民の心の中に響き、事故抑止に大きく貢献されたものと確信しております。

心に響く活動といえば、ひと月程前テレビで「信号機のない横断歩道」での歩行者保護に関する特集を放映しておりました。歩行者が横断歩道の手前で待っている場合、どれだけ車が停車するか、各県で調査をした結果、県により開きがあり、最悪の県は、8割以上の車が止まりませんでした。なかなか止ま

らないというのが全国の現状です。

その中で、殆どの車が停車する県は、どうしてきちんと止まるのか、その理由も放送しておりました。

それは、横断した小学生などの歩行者が、横断終了後、車の運転者に向けてしっかり頭を下げて「ありがとうございます。」と大きな声で全員が挨拶をするのですね。インタビューされた40代のドライバーは、「自分たちが子供のころから、横断歩道で止まってくれた車にはきちんと挨拶することを教えられており、逆に車を運転する様になったら、止まるのが当たり前と思っています」と答えていました。

やはり、交通事故防止に向けた活動は「他人ごと」と思わせない「心に響く」ものでなければいけませんし、教育を重視し、続けることが大切です。

顧みますと、皆様方の活動は、正にドライバー等の「心に響きわたる」活動であり、その長年の取り組みは必ずこの県の取り組みと同様、交通事故死の根絶に結実するものと思っています。

当協会も、皆様方の活動を微力ながらお支えし、共に事故根絶に取り組んで参りたいと考えておりますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。



交流会報告

発足20年 犠牲を無にしない私たちの取り組み

会員交流会は「発足20年、犠牲を無にしない、私たちの取り組み」と銘打ち講演と会員発言で構成しました。

最初に、特別講師として、元道警交通部で当会の発足を導くとともに、現在の「命の大切さを学ぶ教室」につながる、道の「100万人講習」に尽力された宮谷弘一さんから当時の思いなどお話をいただきました。

続いて、青野弁護士からは、この間の法律・制度の改正について講話いただき「被害者の声が社会を変える」ということを確認しました。



特別講演

被害者の会設立への想いと「100万人講習」

元道警厚別署長 (会の発足当時) 道警交通企画課総括管理官 宮谷 弘一 氏

このような機会を与えて頂き誠に光栄です。発足当時の思いについて話して欲しいという要請を受けましたが、当時の会員の方にお会い出来る喜びも感じながらこちらに参りました。

先ほど、20回目の総会を傍聴させていただき、そのレベルの高さにびっくりし、改めて被害をここまで減少させてきた要因に、会の大きな貢献があったことを実感しました。

私は、警察官としての41年間の大半を交通警察として勤務致しましたが、道北での外勤警察官の頃の悲惨な事件を忘れません。小学校3年生の男の子が、母親と自転車で靴を買いに出掛けた帰り道の国道で、嬉しくて片手運転を繰り返す男の子に、後ろ

を走る母親が「危ないよ」と注意した直後、その母親がバランスを崩して後ろから来た車にひかれ即死されたのです。

初七日が過ぎ、その男の子は唯一の目撃者であったので警察署に来てもらいましたが、座るなり「お母さんを殺したのは僕だ。お巡りさん、僕を逮捕してくれ」と言うのです。

この男の子はこうした思いを抱えてその後の人生を歩んでいるのです。これが交通事故です。こうした辛い思いを、道民と国民の一人一人が真剣に考えると交通事故はゼロになると思います。



本題に戻りますが、この会が設立したきっかけは、道警が被害者の方に手記をお願いして、道民の方に読んでもらい事故を減らそうと行った事業です。

44編の応募があり、23編の手記を冊子にまとめ、有償ですが道民の方に読んで頂きました。大変好評で、印刷が間に合わないほど注文が殺到、道内だけでなく、全国にも反響が及びました。



それで、私が考えたのは、辛い思いをしながら投稿してくれた皆様に報いるため、また少しでも苦しみや悲しみを緩和して頂くために、何か力を合わせてやってもらったら良いのではないかと、それが道警のめざす全国ワースト返上であり、1件でも被害を減らすことになるのではないかと、そのような思いで被害者の会結成を呼び掛けたのです。

道警交通部の会議室に発起人として集まっていた、どのように作っていくのか議論し、9月17日の設立総会の運びになりました。

その時の決意の文書が今日の資料にあります、心をつにして事故を減らそう、互いに支援しよう、犠牲を無にしないようにしましょう、これらの思いがもう20年も続き、全国にも波及し輪が広がっています。

私は退職して10年になりますが、会の活動については、いつもテレビや新聞で見聞きしています。小野さんが奮闘されているののちのパネルですが、地下街での展示を通りがかった時、小野さんが「展

示の場所がなくて困っている」と仰っていましたが、まだ道民の意識の低さがあると思います。

警察等でも交通安全の講習をしますが、皆さんのお話が一番心に響くのです。

私は会発足の翌年2000年に知事部局の交通安全対策室に派遣となりましたが、そこで考えたのは、皆さん方を講師として、直に道民に皆さまにその思いを伝えられないかということでした。そして、代表に相談しましたら、是非やりましょうと快諾され、「心に響け被害者の声！100万人講習」が始まったのです。

最初は周りも「そんな無茶をしてもだめだ」「講話をしてくれる人はいるのか」「絵に描いた餅になるのでは」と半信半疑でした。しかし皆様方のおかげで、学校や事務所など各所から要請が来ました。

先日会報を読ませていただきましたら20万人を突破したということで、100万人も夢でない。これイコール死亡事故ゼロにつながると思います。

実は、私の孫が3年前に交通事故に遭っているのです。スーパーの出口で、83歳の加害者がアクセルとブレーキを踏み間違い、孫は車と壁に体を挟まれ、両足切断の大怪我をしたのです。本当に辛い思いをしました。私も被害家族なのです。

講演と言うより、一道民として、一人の元交通警察官としてお話をさせていただきました。本日は有り難うございました。



学習講話

交通犯罪被害者と法律・制度の改正

～被害者と被害者団体が声を上げ～

弁護士 青野 渉 氏

交通死傷被害の重大さを「累計」で

資料に交通事故による死傷者数の推移を示しましたが、平成4年に11,452人であった交通事故死者数は、平成29年には3,694人まで減少しています（事故後24時間以内）。しかし、昭和23年から平成28年までの69年間に（事故後1年以内）死亡した被害者数は、累計で93万人を超えます。

負傷者数についても、平成19年までは毎年100万人以上の負傷者が発生していましたが、平成29年には579,746人にまで減少しています。しかし、昭和23年以降の70年間の負傷者数の累計は4600万人に及びます。

このように、現在も、交通犯罪によって苦しむ被害者の方は多数存在しています。

被害者の声で法律・制度の改正が

交通犯罪と被害者をめぐる刑事司法手続については、特に、2000年以降新たな立法や改正が多数行

われましたが、これらは間違いなく、被害者と被害者団体が声をあげたことによるものです。

以下、刑罰自体を定める刑法や道路交通法等の法律（実体法）と、刑事訴訟法や犯罪被害者保護法等の法律（手続法）に分けて、簡単に紹介します。



実体法の改正

- (1) 自動車の運行による人の死傷に対する罪は、長く刑法上の業務上過失致死傷罪（最高刑懲役3年）として処罰されてきました。
- (2) 昭和30年代から40年代にかけての重大事故の多発を受け、1968年に最高刑が懲役5年に引き上げられました。
- (3) 2001年、飲酒運転等の悪質な交通犯罪の被害者の声を受けて、危険運転致死傷罪（当時の刑法208条の2）が新設されました（致死罪の最高刑は懲役

15年、致傷罪の最高刑は懲役10年)。本罪の立法については、1999年の東名高速飲酒運転事件をはじめとする交通犯罪被害者の運動が契機となりました。

(4) 2005年には、刑法典全体の改正が行われ、有期懲役の上限が懲役20年となったことに伴い、危険運転致死罪の最高刑が懲役20年、致傷罪の最高刑が懲役15年となりました。

(5) 2007年の改正で、それまで業務上過失致死傷罪で処罰されていた交通犯罪について、刑法の中に、罪名を「自動車運転過失致死傷罪」とする条文(211条2項)が新設され、最高刑が懲役7年に引き上げられました。また、同年の道路交通法改正で、飲酒運転の罰則が強化(酒酔い運転の最高刑が3年から5年に、酒気帯び運転の最高刑が1年から3年に)され、飲酒運転をすることがわかっていながら、車両を提供する行為、酒を提供する行為、飲酒運転を命令・容認して同乗する行為も処罰の対象となりました。このほか、ひき逃げ(救護義務違反)の罰則強化(最高刑が5年から10年に)も行われています。

(6) 2013年の改正で、刑法から独立した自動車運転処罰法が立法され、自動車の運転で人を死傷させた場合の刑事罰は、次のとおりとなりました。

ア 基本類型である「過失運転致死傷罪」(同法5条。従来の自動車運転過失致死傷罪)は従前どおり最高刑が懲役7年。

イ 危険運転致死傷罪は、新しい類型が追加されるとともに、やや軽い類型も新設されている(2条の危険運転致死罪は最高刑懲役20年、致傷罪は最高刑懲役15年、3条の危険運転致死罪は最高刑懲役15年、致傷罪は最高刑懲役12年)。

ウ 特殊類型である「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」(4条。「発覚免脱罪」)が新設。

エ 無免許運転による法定刑の加重規定(6条)が設けられた。



手続法の改正

手続法については、刑事訴訟法(昭和23年に成立)において、被害者は、「証拠の一種」と扱われており、長年にわたり刑事手続に主体的に関与する立場を与えられておりませんでした。

(1) 2000年の刑事訴訟法の改正により「心情意見陳述制度」が立法され、はじめて、犯罪被害者自身が、刑事裁判の法廷で意見を述べる事が認められました。同時に、犯罪被害者保護法が新設され、第1回公判後であれば、裁判の途中であっても、刑事記録を閲覧・謄写する権利も認められました(それまでは裁判が終了して確定するまでは、被害者であっても、刑事記録の閲覧や謄写は不可でした)。

(2) 2004年には、犯罪被害者等基本法が新設され、「(被害者等が)刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策」の実施が国及び地方公共団体の責務とされました。

(3) 2007年の刑事訴訟法の改正により、「被害者参加制度」が開始されました。犯罪被害者は、裁判に出席し(それまでは被害者は傍聴席で裁判を傍聴するほかなかった)、被告人や情状証人に対して質問する権利が認められ、論告・求刑も認められることになりました。また、「損害賠償命令制度」が新設され、刑事事件の加害者に対して、迅速に損害賠償命令を言渡すことが可能となりました。もっとも、この制度は、危険運転致死傷罪は適用対象ですが、過失運転致死傷罪に関しては適用されません。

(4) 法改正そのものではありませんが、検察庁の通達では、以下のとおり、被害者の権利を拡張する運用面での改正がなされています。

- ・2000、04、08年に不起訴記録について、被害者に対する開示の範囲を広げる通達が出されました。

- ・2008年には、被害者参加を希望する人に対しては、起訴後、第1回公判開始前においても、担当検察官の判断で、柔軟に刑事記録の閲覧・謄写が認められることとなりました。

- ・2014年には、通達「犯罪被害者等の権利利益の尊重について」が発出。これまでの通達の内容をさらに進め、被害者に対する証拠開示やより丁寧な説明・情報開示を行うように求めています。

終わりに

刑事手続の中での4職種(警察、検察、裁判官、弁護士)の被害者への対応で、ずいぶん変わって来たのが検察と警察です。検察は通達を細かく出して被害者保護を丁寧にされていますし、警察も被害者支援室が出来て大きく変わりました。

しかし、弁護士は、支援委員会の弁護士も増えてきましたが未だ少数派です。弁護士はどうしても被告の権利を護ることを仕事とするので、加害者を攻撃する被害者・団体は困るという人も未だ居るのですが、私は「違いますよ」と話します。被害者の会は交通事故を無くするために勉強会を開いて、法規や道路構造、車自体の安全など重要な提言を行い、体験講話やパネル展という地道な活動を続け、その結果被害も減っていますと説明します。

皆様方のこの20年の活動に心から敬意を表し、今後も力になりたいと思います。



※お二方の講演記録については、発言テープと当日資料を基に、編集者の責任で要約させて頂きました。

会員交流会の報告 ①

発足20年（1999～2019）

当時の思いを振り返る



ら順に発言してもらいました。

発言の中では、改めて当時からの苦悩や仲間との出会いなどが涙と共に語られ、互いに、明日から前を向く勇気を分かち合いました。

※以下当日の録音を基に、要旨を記させていただきます。趣意取り違えなどあるかもしれませんがご容赦下さい。文責は全て編集者（前田）にあります。

苦勞した当初の活動 会の活動が不要となる世の中を

世話人 内山 孝子

宮谷さんに久し振りにお会いして、懐かしく感謝しております。

私は当初からこの会に参加していますが、その頃は主人が亡くなって2年目のことで、心の整理も出来ず、なかなか発言もできなかったことを覚えています。体験講話も、次は内山さんの番だよと後押しされて、青森まで出掛けたこともありました。当時は副代表で会計も務めたのですが、財政的に厳しく苦勞しました。皆さん例会への参加は手弁当でした。

一言では語り尽くせない沢山の問題もありましたが、よくここまで続いてきたと思います。近年の被害の減少は警察が思い切った決断をしてくれたおかげと感謝しています。

これからは、会の活動がいつまでも必要な世の中ではなく、安全な街へ環境を整えて欲しいと思います。

会が出来る前は孤立状態「何かしたい」と仲間とつながりました

世話人 水野 美代子

娘は、1992年2月、職場のレクで、同乗したクルマがスリップしてバスに衝突し亡くなりました。

霊安室に横たわった娘に会った時、顔は傷もなくきれいなのに、何でこんなに冷たいのだろうと信じられませんでした。

当時は知り合いの弁護士など誰に相談しても、「仕方が無い」「運命だった」などと言われ、孤立状態が深まり、どんどん独りぼっちになっていきました。

そんな時、（1994年に息子さんを亡くした）佐藤京子さんがタクシーの運転手さんに事故防止のチラシを配っているということを新聞で知り、連絡を取り合うようになりました。

犠牲を無にしないために何かしたいという思いで、会の発足総会から参加し「100万人講習」の講師も務めました。亡き夫も、高校生への講話などを生徒の感想文に励まされて頑張っていました。

被害は少し減ってはいますが無くなっていません。これからも事故のない世の中を願って、お手伝いさせていただきたいと思っています。

新聞記事を見て、交流していた仲間と一緒に入会しました。

世話人 佐藤 京子

息子の事故の時（1994年）には会が無かったので、誰に何を相談したら良いのか分からなくて、新聞の記事を見てはお手紙を書いたり、訪ねて行ったりして交流をしてきました。

会が出来る前から知り合っていた福澤さんに、「息子の前では泣くのではないよ」と励まされました。

会の発足総会には（今隣にいる）娘が8ヶ月のお腹の中でしたので出席出来ませんでしたが、それから20年、娘もはたちになります。生かされている命を本当に大事にしてもらいたいという思いで一杯です。これからも少しでもお手伝いをしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

双子の娘が歩道でひかれ

北斗市 福澤 きよ子

総会には初めての参加です。（佐藤京子さんの事故と同じ年の）1994年7月1日、小学6年の長女と次女（双子）は、登校途中、家の直ぐ近くの歩道に突っ込んで来たトラックにはねられ亡くなりました。妹は歩道に、姉は歩道脇の草を枕に、まるで隣の妹を見ているように倒れておりました。私は、運転席の加害者を見て「元のままの娘を返せ！絶対に許さない」と心で叫びました。

私たち夫婦は、長く子どもに恵まれていませんでしたからショックも大きく、主人と二人で現場の歩道を叩いて叫びました。「家はここじゃない。一緒に帰るよ！」と。その後家に来た加害者には「顔も見たくない。帰れ」と言いました。

毎年7月1日には娘が通っていた小学校で交通安全集会が開かれ、私も話をさせてもらっています。函館方面の免許試験場や学校や企業でも講話をさせて

頂いていますが、悲惨な事故が無くなって欲しいと願うばかりです。

佐藤さん、水野さんとのお付き合いはこれからもずっと続くと思います。



会員交流会の報告 ② 発足20年 犠牲を無にしない私たちの取り組み

立ち止まらず、諦めず、力を合わせて

札幌市 亀田 美紀子

明日は姪の41回目のお誕生日です。この5月という時期は総会とも重なり辛い思いが蘇ってきます。設立当時から一貫して思ってきたことは、かけがえない命を奪われた彼らの死を決して無駄にして欲しくないという思いです。

この20年色々な事がありましたが、一番に思うのはいのちのパネル展です。ご尽力下さっている小野さんには頭が下がります。パネルの中の一人一人が交通安全を訴えるメッセンジャーとなり、沢山の人の心に響くように声なき声を上げ続けてくれています。

交通事故ゼロへの道のりは果てしなく、連日の悲慘なニュースに目も耳も覆いたくなります。しかし一人の力は小さくても、今こうして会員一人一人の力が集まり継続して来られたと思うと、立ち止まらず、諦めず、力を合わせて、彼らの思いにしっかり応えられるように、これからも微力ですが頑張っていきたいと思います。

病院で高齢ドライバー問題も

旭川市 滝沢 めぐみ

(15年前まで世話人でしたが、今は旭川なので) 懐かしい顔ぶれを見て涙が出てしまいます。病院に勤めていますが、退院していく高齢者の方が、運転を誤り駐車場の料金メーターを壊すなどという高齢ドライバー問題にも直面しています。80～90代の患者の「俺は絶対運転を辞めない」という人を説得することも仕事のひとつで、今できる会へのお手伝いと考えています。



「確かな1日」を奪った 漫然運転の加害者

深川市・世話人 伊藤 博明

平成7年11月、青森大学2年(19歳)の息子は、アルバイト先からバイクでの帰り道、右折車に衝突させられ亡くなりました。本州に居る下の子には会いに行けるのですが…。先日、テレビで、バイクについているドライブレコーダーの衝突の瞬間映像を観て、息子のことを改めて思い、とてもやり切れない気持ちになりました。

「平凡な1日こそ、確かな1日」と言われますが、もう取り戻せません。しかし、息子は、悲しんでばかりいる父を見たくないはず。私は町内会でも、

この総会でもそうですが、お話が出来ることで、安心感が得られますので、明るく振る舞うようにしています。これからもお手伝いしていきます。

この悔しさを誰も味あわないように

「いのちのパネル」実行委員長 小野 茂

「いのちのパネル」がなぜ出来たのか、会報59号に書かせていただきましたのでお読み下さい。

会が出来て20年、法律が変わったという話がありましたが、(1999年の)息子の裁判の時に、検事さんが40人くらい入ってきました。私が裁判で証言したのですが被害者の証言が札幌では試験ケースだったらしいのです。

もう20年、息子の顔を見ていませんが、この悔しさを、誰も味あわないように「いのちパネル」の活動を頑張っております。

20周年を迎えて

世話人 荻野 京子

平成9年の交通事故で、一番下の後遺症14級といわれました。しかし体の痛み、不自由さはそれ以上のものと思いました。体の痛みとともに、精神的な苦しみが続きました。

2年後被害者の会へ入会しまして、会員の方との触れ合いの中で、心の安らぎが生まれ、前向きに生きようと思いました。この体で、何が出来るのか考え、好きな物語を書くサークルに入会し、畑を借りて体を動かすことを考えました。好きなことをしていることで、随分と救われました。

亡くなった人は、その日から無になってしまうのです。残された家族は、一生悲しみから解放されることはありません。生かされた命を大切に、少しでも同じ思いをしている人達の側によれたらと、会にかかわってきました。

私の力では十分にお手伝いができませんでしたが、いつか分かってもらえると、自分の信念だけは曲げずにきました。これから助けがほしい人がいたならば、無理せず自分で出来ることを続けて行きたいと思っています。

22年生きられたことに感謝しています。しかし、本当に私自身が、自分の怪我を認知できたのは、22年目の今年2月に身体障害の認定を受けてからです。腰部脊柱管狭窄症による両下肢機能障害(両股関節機能障害含む)4級を認定されました。



会員交流会の報告 ③ 発足20年（1999～2019） 当時の思いを振り返る

こんな医療技術が発達している現代で、初めから診断できていた症状を本人に伝えないで、軽い後遺症と認定するのが、交通事故の保険のしくみです。このように診断の乖離が、怪我をした人の精神的な苦しみを増幅しているのです。

加齢による症状の悪化は認めますが、医師の正しい協力があれば怪我をした人は苦しみを無くすることが出来るのです。

今日から怪我をした人が、正しい初期診断、初期治療を受けて、1日も早く社会生活が出来ることを願っています。事故ゼロを願って、体の動く間はこれからも頑張りたいと思っております。会があって本当に助けられました。ありがとうございました。

要望書の画像診断のとりくみについて

副代表 高橋 利子

入会したのは、会の発足から2年半後です。事故原因と公正な裁判への手がかりを求めて入会し、ずいぶん助けていただきました。当時は事故後間もなくの方ばかりでしたが、被害に遭われた方のために一生懸命やられていたのだなあとということを今になって思い、この会は事故がある限りはなくしてはならない会であると思っております。

要望書の取組ですが、要望事項2-1の画像診断について、東大講師の白岩祐子さんが、会報の記事など読んで論文にしてくれました。論文を基に放射線学会とか警察の方の集まりで講演し、画像診断から（必要な場合にのみ）解剖へという流れで進めた方が良いのではないかと被害者の願いを代弁してくれているのです。現在、医大でも北大でも画像診断の勉強会を立ち上げてくれています。解剖されて泣く遺族もいるということを考え、社会の認識を変え、画像診断が拡がってくれればと思います。

様々な症状と今もたたかっています

江別市 若林 緋沙子

私の事故は平成3年でした。自転車の私は、前方不注意・速度違反の乗用車に衝突させられ、ボンネットの上に跳ね上げられました。



大きな手術を2度ほど受け、4年ほど入院しましたが、症状は何も良くなっていないのに退院させられ、すごく辛く苦しかったです。

それから20年以上、様々な症状とたたかっています。最近弱気になることもありますが、被害者の会

がなかったらここまで頑張ってはこれなかったと思います。

会に支えられ、怒りのエネルギーを

事故ゼロに 夕張市・世話人 永野 準二

母を亡くして17年目になります。夕張という土地柄、相談する場もなく周りから理解もされず、苦しんでいる中で会の方と出会い、支えてもらって、刑事裁判も（意見陳述をするなど）たたかうことが出来ました。

被害者の会に出会っていなければ、今の自分はなかったと思います。恨みつらみのエネルギーを交通死傷ゼロへと向かわせるよう導いていただきこまめに来ました。感謝しています。

皆さんと同じように、無念はずっと消えることはありませんが、被害ゼロになる日が1日も早く来ることを願い、その日までこの会で頑張っていきます。



逃げ得を許さない！息子の無念を思い法改正

飲酒ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 共同代表 高石 洋子（江別市）

16年前の2003年に、息子を飲酒ひき逃げで亡くしました。2月の早朝で、遺体には雪が積もり、息を引き取った時間も分かりません。

当時、検察からは逃げ得という法律の矛盾（どんなに飲酒していても、逃げていたことによってアルコール検知を免れ、人とは思わなかったと言え、助けた人より罪は軽くなる）を、当たり前のように説明されていたので、絶望の中での裁判でした。

結果、危険運転罪は見送られ、業務上過失とひき逃げで懲役2年10ヶ月。悔しさで一杯でした。

会に入ったのは5月の刑事裁判が終わってからです。沢山の仲間との出会いがあり、癒されました。

8月に逃げ得を許さない法改正を求める全国署名を開始しました。江別市から始めた街頭署名に、息子の同級生が50～60人も参加してくれたことを忘れません。

全国の仲間と旅をするかのように街頭署名を続け、10年間で60万人を超える署名を法務大臣に提出。2007年に飲酒・ひき逃げの罰則が強化され、2013年には逃げ得を許さない発覚免脱罪も出来ました。

しかし今なお、刑が低く不起訴例もあるなど課題は残っています。これからも少しでも支えになれるよう頑張っていきます。



会員交流会の報告 ④ 発足20年 犠牲を無にしない私たちの取り組み**夫は、時速180キロの加害者に命を奪われ**

世話人 中嶋 良子

17年前（当時速軽で）夫は、酒気帯び・時速180キロの加害者に追突され命を奪われました。深い傷は癒えませんが、会の皆様に助けてもらいました。



今、札幌で会のお手伝いをさせてもらっていますが、縁の下の力持ちになりたいと思っています。

健康に気を付け、活動継続を

南幌町・世話人 金本 利春

20年前に追突され、意識を失うほどの傷を受けました。調書に事実と異なることが記されるなど問題がありましたが、新聞記事で会を知り、青野弁護士の世話になって対処出来ました。

83歳になりますが、犠牲を無にしないために（北広島など）近くで開催される「いのちのパネル展」のお手伝いなどしています。

お互い、健康に気を付け、活動を継続しましょう。

思いを広く届けて欲しい

砂川市 藤本 松男

会のお世話になり、私の事故の解決もさせていたきました。

本日、皆さまのお話を聞いて感激し、涙しています。私は砂川で防犯活動にも関わっていますが、悲しんでいる方、理解を求めている方が沢山います。

これからも会の活動を通して、これらの思いを広く社会に届けて欲しいと願います。

裁判所に自分で証拠提出し認めてもらいました

会報が励みです 札幌市 岩井 利江

（9年前）会に入って驚いたのは、宮谷さんも言われたレベルの高さです。会報は読み応えがあり、59号の「要望書の取り組み」も感心して読みました。

私の被害は追突事故でしたが、相手から不当な裁判を起こされました。しかし私の依頼弁護士は何もやってくれなくて、結局自分で裁判所に証拠書類を提出し、認めてもらいました。後に青野弁護士に見てもらいましたら100%勝訴と言われました。

いくつか課題もあるので、この記録を文章にして残すなど、生きている者としてやるべき事があると考えています。その原動力になるのが年3回送られてくる会報です。

息子の遺志継ぎ 臨床心理士に

副代表 真島 勝彦

息子は2010年7月、道警の二次試験の日の早朝、横断歩道で赤信号無視の車の犠牲になりました。会にはホームページを見て入会しました。

裁判は2年ほどかかり、会の皆さんの支援もいただき、故意の信号無視で危険運転致死罪適用となりましたが、懲役10年の求刑が5年に減らされるなど無念の思いもあります。

加害者は直後は認めていた「信号は赤だった」を、裁判では「青信号と思った」と否定するような人間でした。服役を終えた加害者にも会いましたが、私たちは、本当に加害者を赦すことができるのは当の息子しかいないと話し、対応しました。

私はいま、息子になりたかった心理士の資格をとり、スクールカウンセラーとして働き、教育大学で教育相談とカウンセリングを教えています。

遷延性意識障害の息子は、10年半入院

ベッドです 江別市 竹橋 信良

二男（当時30歳）が事故（交差点青信号で歩行中、前方不注視の右折車にはねられました）に遭って10年半です。命は取り止めましたが、遷延性意識障害（会報59号p3の家族会「北極星」の記事をお読み下さい）でベッドに寝かされたままです。

青野弁護士のお世話になり、会を知ることでもできました。二男の友人、職場の方など周りの方に助けられながら、妻と私は、中村記念病院の息子を毎日8時間付き添っています。

私たちも高齢で今後どれだけ持ちこたえられるか不安は尽きませんが、命ある限り息子の世話をしたいと思います。今後ともよろしく願います。

**連休中、亡き娘の夢ばかり見ていました**

世話人 飯田 今日一

娘は、2013年9月、会社からの帰りに、信号のある交差点でひき逃げされ、殺されました。

被害者の味方になる弁護士を探して、インターネットで会を知り、目撃者探しなど力になってもらいました。警察もよくしてくれたのですが、残念だったのが、婦警さんが、加害者の身重の奥さんを連れてきて、（私に）赦して下さいと言ってきたことです。

いろいろありましたが、青野弁護士のおかげで、判決の時も何とか理性を保つことが出来ました。

この連休中も、娘の夢ばかり見ていました。

会員交流会の報告 ⑤

初参加者の発言とまとめ

有賀さんは昨年入会され、初参加です

弟は、昨年3月、飲酒運転の加害者に
ひき逃げされました

札幌市 有賀 裕美

はじめまして。私の弟（当時40歳）は、2018年3月、飲酒運転の加害者にひき逃げされ命を奪われました。未だ事実として受け止められない状況が続いており、母もこちらに参加することは未だ出来ません。

今日は、皆さんのお話を聞かせていただき感謝しています。私も弟が亡くなるまでは何気なく事故のニュースを観ていたのですが、事故以来全く変わりました。どれだけ悲しんでいるのかと思い、ニュースを観るのも辛いです。

少しでも悲しむ人が減るように、会の活動に出来る限り参加していけたらと思います。

「北海道新聞」2018年7月20日夕刊

白石ひき逃げ 懲役4年

札幌地裁判決「逃走後に飲酒、悪質」

札幌市白石区の国道で3月、男性を車ではねて死亡させ、飲酒運転の発覚を免れるため逃走したとして、自動車運転処罰法違反（過失致死アルコール等影響発覚免脱）などの罪に問われた被告の判決公判が20日、札幌地裁であった。坂田正史裁判官は「一人の命を省みない実には悪質な犯行」として懲役4年（求刑懲役5年）を言い渡した。

坂田裁判官は判決理由で「現場から逃走した後、相当量の飲酒をし、いっそう厳しい非難に値する」と指摘。事故後に自宅で飲酒したことについて、被告が「飲酒運転の発覚を免れるためではない」と主張した点には、「事故から遅くとも約7時間で相当量を飲んでおり、捜査に困難をきたすことは常識に照らし判断できる」などとして免れる意図があったとした。

判決によると、被告は3月5日未明、アルコールの影響で正常な運転に支障が生じる恐れがある状態で軽乗用車を運転し、国道交差点に進入。横断歩道を渡っていた同区の会社員有賀健一さん（当時40）をはねて死亡させ、逃走した上、自宅でも酒を飲み、飲酒運転の発覚を免れようとした。

（松下文音）

事件概要：有賀健一さん（当時40歳）は、平成30年3月3日未明、札幌市白石区菊水上町の国道交差点でひき逃げされ、頭蓋骨骨折、脳挫傷で死亡させられた。加害者は救護せず自宅に戻り、発覚を免れるために飲酒し、7時間後札幌白石署に「自分かもしれない」と電話で通報した。

当初の逮捕・送検容疑は過失致死容疑であったが、札幌地裁は3月26日、発覚免脱罪に切り替えて起訴。札幌地裁は7月20日、懲役4年を言い渡した。（記事参照）

交流会のまとめ

21年目へ、目標の被害ゼロのため
力合わせて活動継続を

副代表・弁護士 内藤 裕次

宮谷様から、会の設立や100万人講習など、当初から強い信念に基づいて尽力されたことなどお聞きしました。会の20年の活動につながったこの経緯を、私たちは今後も忘れてはならないと思います。

お話で、特に勇気づけられたのは、被害を「ゼロに」ということです。「ゼロ」という言葉が会の中からもだけでなく、多くの方から語られることに、強い確信も得ました。ありがとうございました。

会の力ということですが、要望書の他に、講話、パネル展、制度改正のための署名、裁判等の相互支援などなど、全てが集約されて現在の会があると感じました。

今後の活動ですが、札幌市など市町村における被害者条例の取り組み、高齢者など免許制度のこと、ハイビームの問題、夜間速度の見直しなど、私たちが問題提起していく課題も多くあります。

被害ゼロの目的を達成するまで、皆様のお力を集約して活動を続けたいと思います。



会の20年に寄せて

世話人（元副代表） 内山 孝子

20年前のこと。輪禍遺族から道警が手記を募集し、全国ワースト1の返上に向け熱心に取り組んで下さいました。被害者については「つらい体験を思い出させるのはどうか」という心づかいがあったようですが、交通事故死者「重大事態」との認識で手記募集に踏み切ったと聞いています。

手記集は、教材や各機関などで活用したいと全国からの反響が大きかったそうです。

手記集がきっかけで会が結成されました。会で何よりも救われたことは、それまでの孤立無援だった

現状から互いに支援し合える仲間が出来たことで、心身共に深く傷つけられた悲しみ怒りに変わりはないが、例会を重ねる中、交通犯罪や「クルマ社会」に対する私たちに共通の願いを理解し、これを変えたいと確信することもできました。

発足時に定めた会の目的にあるように、被害にあったものが不公正を受けることがないように、そして新たな被害者を生み出さないために、これからも活動を発展させたいと願っています。

私たちは、そんな辛さを味わっている人たちが今も同じ社会にいるという忘れてはならないと思います。

命の大切さ 倶知安農高生学ぶ

交通事故遺族 南幌・白倉さん講演

【倶知安】交通事故の遺族が講演する「命の大切さを学ぶ教室」が倶知安農高で開かれた。全校生徒ら約90人を前に、空知管内南幌町の白倉裕美子さん(49)が事故の悲惨さを語った。

法務省の人権啓発活動事業の一環で倶知安署が10日に開いた。白倉さんの長女美紗さんは中学3年生だった2003年9月、登校中に制限速度を30km/h以上超えて走っていたトラックにはねられ亡くなった。

白倉さんは「美紗の言



葉はもう聞けない。トラックが向かってきた時どんなに怖かったろうかと、今も美紗さんを思う心情を打ち明けた。その上で生徒たちには、家族や友人と過ごす何げない時間を大切にしたいと語りかけた。講演後生徒たちは「同じ立場だったらやりきれない」などと感想を話し合い、事故防止への思いを話した。(堀田昭一)

2019年5月15日「北海道新聞」

*** 道内各地から

(出席できない) 会員のお便り

◆ 残念ですが、高齢になり、外出ままならずです。皆様に宜しくお伝え下さい。(札幌市 SA)

◆ 私の事を忘れないで、会報やお声かえ、訪ねてきてくださったり、皆様の暖かい心遣いをうれしく思っています。宮谷様、会員の皆様、お体大切になさって下さい。合掌。(札幌市 NT)

◆ 長い年月、この会報を送っていただき感謝致しております。約20年、色々な手記を読ませていただき、お金では買えない大切な命を思うと、何とも言えない気持ち一杯です。被害者の会の皆様、どうぞお体に気を付けてがんばって下さい。私も高齢となり、この会報をもって退会させていただきたくペンを取りました。ありがとうございました。(室蘭市 OM)

◆ いつもご案内、会報等送っていただき、誠にありがとうございます。今回の会報で記されておりました宮崎真希子様の手記を読ませていただきました。私の息子と同じ年齢で22歳(当時)。私は息子を亡くし、20年以上経ちますが、今もなお宮崎様と同じです。悲しくて涙が出ます。同じ遺族が出ませんように、しっかり活動しなければ、と思いました。5月11日はお寺さんの月下りがありますので、欠席します。(江差町 YS)



◆ 役員の皆様、いつもありがとうございます。会発足20年になるので、昨年11月末に主人が急死し、中3、小5、小3の3人の子供達と悲しみに明け暮れる日々を過ごしています。(上川町 SM)

◆ 皆さん、お元気でしょうか？今、透析をしているので、なかなか行けなくてすみません。(小樽市 IS)

◆ いつも会報を送っていただきありがとうございます。出席出来ず申し訳ございません。(札幌市 ST)

◆ 役員の皆様、いつも御尽力下さいます。理不尽な事故が報道されるたび、また警察がひき逃げを行うなどという事件には激しい怒りを禁じ得ません。どうしたらまっとうな世の中になるのか、日々苦悶するばかりです。(札幌市 SY)

◆ 仕事のため出席できなくなりました。皆様によりしくお伝え下さい。(旭川市 YY)

◆ 総会前日に倶知安での講話が入り、仕事の関係もあり出席できませんが、皆様によりしく。(南幌町 SY)

◆ 定期総会・交流会にもう何年も欠席しているのに、会報を送って下さり有り難うございます。いつも会報を読みながら母を思い出し、悲しみ辛さがあります。もう10年経ちました。「交通死傷ゼロ!!」を願っています。(札幌市 KK)

◆ 健康がすぐれず、欠席させていただきます。役員の皆さま方、会のためにご尽力いただき感謝申し上げます。(札幌市 HT)

◆ (高次脳機能障害の)二男は、事故から13年。元気に生活しています。ただ就職出来ず自宅で家事手伝いです。将来の不安は尽きません。(岩見沢市 UY)

◆ いつも会報を送っていただき、ありがとうございます。痛ましい事故が多発しています。事故の無い世の中を願うばかりです。(釧路市 OM)

◆ いつも会報を送っていただきありがとうございます。読むたびに心を新たにしている思いです。加害者になることのないように、日々の運転を心がけています。(札幌市 KK)

◆ 役員の皆様、会の運営にご尽力下さって本当にありがとうございます。この会の存在と活動が私たちに大きな力を与えて下さっており、感謝あるのみです。(新ひだか町 IT)

◆ 減らない交通事故のニュースを見るたび、会報の被害者の手記を読むたび、胸が苦しくなります。

私の母は、事故にあってからもう数年も意識がもどらず、入院生活を続けています。事故処理もまだ終わっていませんが、少しずつ進んでいます。役員の皆さん、いつもありがとうございます。(江別市 YN)



交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故根絶のための要望事項

2019年5月 北海道交通事故被害者の会

1 救命救急体制を万全にすること

1-1 医療活動のできる高規格の救急車および医療専用機（ドクターヘリ・ドクタージェット）を整備・配備して、人身にかかわる事故に対し、地域格差なく全てのの人に迅速、適切な医療が施されるよう、一層の充実をはかること。

1-2 そのためにも、救急指定病院の拡大、指定外病院でも迅速な医療が施されるシステム、さらに遠隔地医療の充実をはかること。

2 公正で科学的な捜査を徹底すること

2-1 科学的捜査と原因究明のために、検視や検案の後には、薬毒物検査およびCTやMRIなど死亡時画像診断（Ai）と総称される画像検査へと進み、専門医が的確に死因を診断し、最終段階である解剖の必要性を判断する仕組みをつくること。解剖はとくに遺体侵襲度が高く遺族にとって辛い死因究明法であることを踏まえて、解剖段階に進むのはCTによって死因を確定出来ない場合に限るなど、遺族の心情に十分配慮すること。遺族への説明や相談も十分かつ早期で行える体制をつくること。死因究明を上記の段階ごとに各専門家が行う機関を一元化して設置すること。

2-2 科学的捜査と原因究明のために、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダー（事故やそれに近い事態が起きた際、急ブレーキなどに反応し事故前後の映像等が記録され、分析によって速度や衝撃の大きさなど詳細が再現できる）の全車装着義務を法制化すること。

2-3 公訴時効制度は、逃げ得を許し、被害者が望む公正な裁きを損うなど悪しき制度である。時効廃止の対象には、死亡事件はもちろん重い後遺症を与えた自動車運転処罰法の罪も加えること。

3 被害者の①尊厳が護られる権利 ②知る権利 ③司法手続きに参加する権利 ④被害から回復する権利の擁護

3-1 被害者の知る権利と、捜査の公正さを保障するため、実況見分調書など交通事故調書や鑑定報告書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期（実況見分調書は事件後1～2週間以内）に開示すること。事故原因、加害者の処遇、刑事裁判の予定など、被害者の知る権利を保障する通知制度を徹底すること。

3-2 犯罪被害者等基本法前文および第18条の趣旨から、刑事裁判における被害者参加制度の充実をはかること。被害者等および被害者参加弁護士が公判前整理手続に参加する権利を法律で定めること。さらにすすめて、捜査、公訴提起、刑事裁判手続に被害者が直接関与できる制度を整備するとともに、かかる権利の実現に資する制度、例えば、捜査情報の提供を受け捜査に参加する権利の確立や検察審査会の機能と権限の強化等をはかること。損害賠償命令制度の適用対象を、過失により人を死傷させた犯罪にまで拡大すること。

3-3 被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、保険賠償制度は国が管理する自賠責保険に一本化し、対人無制限など充実させること。自賠責保険の支払限度額や給付水準を抜本的に改善するとともに、公正な認定がされるように実態

把握に努め機構の改善をはかること。交通事故被害者への適正な治療と補償、後遺症認定がなされるように、初期診断にあたっては、全身の検査が重要であることを医療機関に指導徹底すること。外傷がなくても頭部打撲や脊髄液減少症などの発症の可能性がある全ての場合にMRIなどの画像診断記録を義務づけるなど制度整備を図ること。事故による流産もしくは帝王切開術に対する補償、およびその結果発生する後遺障害に対する補償についても、給付水準を抜本的に改善すること。経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度整備を進めること。

3-4 脳外傷による高次脳機能障害及び脳脊髄液減少症を、被害者保護の観点から、重大な後遺症として積極的に認定する制度改善を進めること。これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にすること。高次脳機能障害及び重度脊髄損傷の介護料支給対象を診断書による判断として拡大すること。遷延性意識障害者を介護する療養センターの充実をはかること。高次脳機能障害者の早期脳リハビリ施設の充実、及び後遺障害者が受傷から社会復帰まで一つの施設で一貫した支援が受けられる体制を整備すること。

3-5 交通犯罪・事故の被害に遭った胎児の人権を認め、加害者の刑事罰、損害賠償および保険制度において、胎児を人と扱うための法改正を行うこと。

3-6 交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられるよう公的機関の整備・充実をさらに進めること。

4 交通犯罪を抑止し、死傷被害ゼロを実現するために、刑罰適正化を進めること

4-1 自動車は、その運転方法いかんによっては、凶器となる。そして、危険な運転によって重大な被害をもたらすことは、これまでの幾多の事件により明らかである。危険な運転行為を行い、その結果死傷の結果を生じたのなら、他の過失犯よりも重い処罰をすることが、交通犯罪抑止のために不可欠である。「自動車運転処罰法」の危険運転致死傷罪等については目的などの主観的要素の要件を緩和するなど、危険な運転行為一般に適用可能な内容に改正すること。同じく過失運転致死傷罪の最高刑を引き上げること。死亡事件の最低刑を罰金刑ではなく有期刑とすること。

4-2 交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け、起訴率を上げること。自動車運転処罰法第5条の「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる」という「刑の裁量的免除」規定は即刻廃止すること。

4-3 危険で悪質極まりない飲酒や薬物使用での死傷事件を根絶するために、事故の際の飲酒検査をより厳正に行い、血液検査も徹底すること。飲酒の違反者にはアルコール依存症検査を義務付けることや、「インターロック」（アルコールを検知すると発進できない装置）装着を義務化するなど、再犯防止を徹底すること。飲酒運転を、させない、許さないという国民意識の形成と具体的施策を推進すること。

5 免許制度について

5-1 運転免許取得可能年齢の繰り上げ（バイクも18歳へ）や教習課程の抜本的見直し、さらに「運転適性検査」（医学的など）の徹底と診断義務の拡大など、免許付与条件を厳格にすること。

5-2 免許者の違反行為はすべて重大な人身事故の要因となる。累犯と事故の未然防止のために安全確認違反など悪質な道交法違反は全て免許取り消しとし、その他の違反にも欠格期間を長期にする、重い罰金を科すなど免許付与後の資格管理を適切に行うこと。また、免許再取得の制限を厳しくし、重大な違反を繰り返した場合や違反による死傷事件を起こした場合などは永久に免許取得資格を与えないこと。病気や高齢による身体機能の低下が、安全運転に不可欠な認知・判断・操作に影響を及ぼすことが決して無いよう、免許更新時の実技検査の導入や認知機能を含む健康検査の厳格化を進めること。

6 命と安全が最優先される社会の実現

6-1 安全の課題を交通の「円滑」と同列視せず、命の尊厳を貫くこと。交通安全対策基本法に基づく「交通安全基本計画」の目標を「交通死傷被害ゼロ」とし、事故原因と原因にいたる要因を完全に絶つ施策を講じること。そのために、運輸安全委員会の調査対象にアクセルとブレーキの踏み間違い事故など一般の自動車事故を加え、車の安全性能の問題や道路構造の問題など、事故原因を徹底究明し、被害ゼロへの方策を明らかにすること。

6-2 車道至上主義を改め、歩行者や自転車通行者、とりわけ子どもやお年寄りが安全・快適に通行できる道路環境など、二重三重の安全対策を講じて被害ゼロを実現すること。自転車道・自転車レーンの整備を急ぐこと。幹線道路での歩車分離、通学路や住宅地、商店街など生活道路においては、クルマ通行に優先権を与えず、規制速度を30キロ以下とする「ゾーン30」など交通静穏化と歩行者優先を徹底すること。交差点での歩行者、自転車事故を防ぐために、歩車分離信号への切り替えを速やかに進めること。夜間の歩行者・自転車事故を防ぐために、自動ハイビームの義務化を急ぐこと、昼夜別速度規制を導入すること。ロードキルが原因の交通事故被害を根絶するために高速道路における野生生物の侵入防止対策を万全にし、一般道路においては速度抑制を徹底すること。

6-3 自動車事故被害が深刻な事態となる根本要因は、クルマ依存と、安全よりも高速走行を優先するスピード社会である。「自動運転車」のような、一部の「不確かな」クルマに幻想を与えるのではなく、クルマを決して危険走行させることがないように、ペダル踏み間違い時の加速抑制装置や衝突予防装置、非常停止装置などの装着義務化、道路ごとの制限速度に応じて自動で速度制御を行う技術（Intelligent Speed Adaptation）の実用化など、全てのクルマを対象にした安全運転支援施策を急ぐこと。

6-4 運輸業者の安全に対する社会的責任を明確にし、監査を徹底するとともに、悪質違反や重大な人身事故を惹き起こした場合の罰則強化など行政指導を強化すること。職業運転手の労働条件を悪化させ困って安全運転管理に逆行する交通運輸産業の規制緩和政策および「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を安全運行を第一義に早急に見直すこと。労働力不足を理由とした運転免許の取得規制の緩和は行わないこと。6-5 公共交通機関網を整備し、クルマ（とりわけ自家用車）に依存しない安全で快適な生活を実現すること。 ※下線部は改訂箇所

4年目の「7・13 飲酒運転根絶の日」 各地の決起大会で訴え

7月13日は、小樽市銭函で起きた3人死亡1人重傷という悲劇から5年、事件を機に道条例（2015年12月施行）が定めた「飲酒運転根絶の日」の4年目でした。

道および各総合振興局は、各地で決起大会等を開催し誓いを新たにしましたが、当会会員は以下の会場で根絶を訴えました。

なお、原野さん（道新7/12）、石崎さん（朝日7/13）、瓦さん（読売7/13）は、辛い中でも新聞各紙の取材に応え、無念の思いを伝えています。

◆留萌振興局（留萌市 150人） 高石 洋子

7月12日、留萌での決起大会に呼ばれて講話をして来ました。

その前日、小樽市銭函で被害に遭われた石崎里枝さんのお母様と電話で話をさせていただきました。開口一番に出た言葉が「いや～（飲酒運転事故が）無くないね」でした。



誰もが皆思っていることですよね。法律があっても、条例で「ダメ!」と訴えても飲酒運転をやめられないドライバーが後を絶たず、事故のニュースが流れています。

このような状況が続く中、憤る気持ちをこらえて、この日だけ誓い合うのではなく、いつも心に誓って、いなくてはならないと訴えました。

どんな悲惨な事故もあったという間に風化されて人々の記憶から消えていくことが新たな事故を呼び起こすのではないかと思います。私の口調が強くなります。会場に話を聞きに来てくださった方々が自分の周りの人々に飲酒運転事故の悲惨さを語り、「しない、させない、許さない」を伝えてくれることが大きな一歩になる事でしょう。

7月13日、「飲酒運転根絶の日」と定められたこの日に、北海道のあちらこちらで決起大会が行われ、「旗の波運動」でドライバーに無事故を呼び掛けています。この日だけ、とってしまいますが、この日だけでも呼び掛ける事が大事な抑止力なのです。そんなことを気づかされました。

道条例が制定されて4年、年々決起大会の会場数が少なくなっていることに気づき寂しさを感じますが、私達被害者遺族がこれからも声に出して訴え続けて行かなければならないのですね。無理せず「小さいことからコツコツと」と心でつぶやいた日でありました。

◆胆振振興局（室蘭市140人） 真島 勝彦

7月12日、胆振総合振興局主催の「飲酒運転根絶の日決起大会～飲酒運転をしない、させない、許さない～」に参加した。

大会には、交通安全運動を推進する機関・団体関係者ら約140人が参加して、改めて、飲酒運転だけしなければいいということではなく、交通法規を守ることが命を守ることであることを確認した大会だった。

菊池和幸室蘭警察署長は、砂川署長時代に「砂川市一家5人死傷事故」の指揮に携わった経験から、交通犯罪の危険性を指摘して、「交通犯罪は厳しく取り締まる」と力説されていた。この大会の前に胆振地区では、酒気帯び運転の道職員が取り締まられるという、規範意識の薄さと、交通犯罪に対する罪意識のなさが問題の元凶であることを表した事件が起こっていた。

飲酒運転根絶だけでなく、交通犯罪そのものを根絶することは可能だと思う。それは、命第一の運転と交通法規を守ることによって可能になる。その端緒として、室蘭市内の飲食店組合の方々と参加者一同で、「飲酒運転根絶道民宣言」を唱和し、交通ルールを守ることの大切さを確認した。



◆オホーツク振興局（網走市 100人）前田敏章

飲酒運転根絶へ決起

網走 行楽シーズン迎え大会

【網走】夏の行楽シーズン前に、飲酒運転根絶を願うオホツク地区決起大会がオホツク合同庁舎で開かれ、交通安全協会など関係者が約100人が参加した。

オホツク総合振興局と

道警北見方面本部、オホツク地区交通安全推進協議会の主催、道が制定した「飲酒運転根絶の日」の前日にあたる12日に行われた。

決起大会で同振興局の大沢英一副局長は、「行楽シーズンには飲酒運転の発生が危惧される。この集いを根拠を考えた一呼一掛けの機会にしてほしい」と呼び掛けた。

続いて、「北海道交通事故被害者の会の前田徹智代表（70）札幌市」が講演した。2



小樽事件の現場
（2018年1月1日）（小樽東区）
写真は、関係者より提供

長文の事件現場
（2018年1月1日）（小樽東区）
写真は、関係者より提供

小樽市役所
（2018年10月10日撮影）

小樽市役所
（2018年10月10日撮影）

「事故は遺族から過去も未来もつと訴える前代表

「事故は遺族から過去も未来もつと訴える前代表

014年に小樽市で女性4人が死傷した飲酒ひき逃げ事件では、刑罰の適用を巡って同会で署名活動をしたことなどを話し、「飲酒運転は社会問題で、交通犯罪だ」ということ分かってほしい」と訴えた。

大会後は、参加者が市内の飲食店を訪れて費用うちわなどを配ったり、街頭に立ち啓発活動を行った。

（井順正）

2019年7月17日

北海道新聞

7月12日、綱走での決起大会で、被害当事者の「こんな悲しみや苦しみは、私たちが終わりにして欲しい」との思いを込め、道条例を力に飲酒運転をさせない地域社会をと訴えました。

書評

上岡直見著「自動運転の幻想」(緑風出版)

副代表・弁護士 内藤 裕次

自動運転は、一般論として、交通事故が防げる、渋滞が緩和される、障害者や過疎地における移動手段になるなど、様々な社会問題を解消できるという期待が持たれている技術ですが、この本は、そのような期待を大きく覆す内容になっています。

その理由は、多岐にわたります。中でも衝撃的であったのは、グーグル社などの公道走行実験による(推定)事故率(4000万キロ走行して死者3名)を日本に当てはめると、年間7万人が死亡する割合になるようです。これは、第1次・第2次交通戦争の年間死者数約1万人を大きく上回っています。

もちろん、技術は日進月歩ですから、改善改良が加えられるでしょうが、自動運転の核となるAIは、自ら学習していくため、事故が起こったとしても、その原因は開発者であっても究明できないそうです。

このほかにも、すべての自動車が自動運転車に取

って代わることは不可能であることを前提に、そのような非自動運転車と自動運転車が混在する道路状況においては、運転者は相手が自動運転車かどうか判別できず、運転上の負担が増えることや、歩行者・自転車は道路上の障害であるという発想から、これらの通行を規制するなど、本末転倒の条件が普及の前提になることなどがあげられています。

本書は、インターロックや交通犯罪の厳罰化についてネガティブな論調も見られますが、自動運転の問題点について知ることができる良書であると感じました。

私の説明だけではわかりにくいと思いますので、是非手に取っていただきたいと思います。(2500円+税)

会員の
記事紹介

2019年6月19日 北海道新聞

＜読者の声＞欄掲載

「交通法規 固く守り運転を」

新ひだか町 五十嵐 敏明

5月28日に日高自動車道の厚賀トンネル内で起きた交通死亡事故の記事を「トンネル内での追い越し、それはないでしょう」と、憤りを持って読んだ。事故に巻き込まれ亡くなったのは、教員だった私の33年前の教え子のK君であると分かり、とても驚いた。スポーツ万能で誰からも好かれていたことを覚えており、なぜ君が、と絶句した。45歳の働き盛りののに。

私も交通事故で兄と姉を失っている。2人とも青信号で横断歩道を歩行中だった。兄は左折の車にはねられ、1週間後に77歳で終命した。81歳だった姉は右折車にはね飛ばされ、即死状態で生涯を閉ざされた。兄の死から16年、姉の死から7年が過ぎているが、いまだに「横断歩道なのだから、一時停止さえしっかりしてくれていたなら死ぬことはなかったのに」という思いが頭から離れることはなく、そのたびに裁判時に見た加害者の顔が浮かんでくるの

である。

「運転者は交通法規すべてを守れ!」。それ以外に事故防止の道はないのだと強く強く訴えたい。

パネル展
感想②

◆ 素晴らしい展示だと思います。

命の重さを知らない非情な加害者の危険を避けるために、私たちの側も、子どもたちに危険な車を警戒するよう教えてあげなくてはならないと思います。

(北海道大学 6月18～21日 20歳代)

◆ 図書室の帰り、目に留まり少し読むことが出来ました。心に色々と感じました。

大切な命を、ある日失い、大変な思いを抱えられた事と思います。想像して胸が一杯になります。

このパネル展を機会に、事故を起こさないように一人一人が注意し、大切な人生をお互いに平和に過ごしていきましょう。

(60歳代 女性) 東区民センター 7/27～30



編集を終えて

■本会報は、発足以来、年3回発行してきましたので、60号は20年の節目の号です。

■p1・2の会員手記のお二人は、それぞれ30年前と29年前の被害事件で肉親を奪われた方です。辛い年月を乗り越えて、「犠牲を無にしないために」と入会されました。何年経とうと、無念と苦悩の毎日が変わりません。必死に会の活動をつないできた会員と、直ぐに打ち解け、一緒に前を向こうと励まし合い、その一歩を踏み出されました。

■p3~12は、「発足20年、犠牲を無にしない、私たちの取り組み」として総会・交流会を特集しましたが、特に交流会では、声を詰まらせ涙ながらに発言された方が多数でした。録音を聴き、要旨をまとめる私のパソコンの手も、それぞれの会員の方との出会いを想い起こし、何度も止まってしまいました。

■p15で内藤さんが紹介された「自動運転の幻想」は、クルマ優先社会の麻痺を正すために、極めて重要な指摘をされていると思います。私も早速読みました。昨年、当会のフォーラムで討議した横断歩道の安全については、次の記述がありました。「(道交法38条には)横断歩道等で『横断しようとする歩行者等があるとき』は車両は一時停止の義務がある。しかしAIはどうやって『しようとする』と認識できるだろうか」と。■p13の要望6-3項を参照下さい。今現在起きている「日常化された大虐殺」への対策が、「幻想」によって先送りされる事があってはなりません。実現可能な「速度制御車」「安全運転支援車」こそ急ぐべきです。■ようやく今年になって自動車公正取引協議会(東京)が、「自動ブレーキ」という呼称は消費者に誤解を与えるとして、CMなどでの使用を禁止するなど変化がありますが、米・テスラ社の「自動運転車」が昨年4月神奈川県で起こした暴走死亡事故が大きな社会問題とはならず、自動車メーカーのCMで“Fun to Drive”が流される現状を憂います。

■麻痺した「クルマ優先社会」を改め、被害ゼロのためには、「人、クルマ、道路」という安全対策の要素の全てを、「対症療法」ではなく根本対策として求めなくてはなりません。

■20年の活動継続を踏まえ、今後も力を合わせ、声をあげていきましょう。(前)



会の目録

2019.4.1. ~ 8.10.



《会合など》

4/9、5/7、6/4、7/2 世話人会

4/12 会報59号発行 5/11 定期総会・交流会

《訴えの活動》

◆4/26 追分高校 5/10 倶知安農業高校 5/13 千歳市立東千歳中 6/3 美瑛高校 7/5 札幌市立厚別南中 7/11 伊達緑ヶ丘高校 (白倉)

◆5/7 石狩南高校 5/14 札幌東高定時制 6/14 札幌白陵高校 7/1 札幌市立北白石中 7/12 留萌振興局決起大会 7/19 津別高校

7/24 丘珠高校 (高石)

◆4/26 奈井江商高 5/7 七飯高校 5/14 石狩翔陽高校 5/30 砂川市立砂川中 7/12 胆振振興局決起大会・室蘭 7/16 札幌市立中島中 (真島勝)

◆4/25 釧路明輝高校 5/13 豊富高校 5/14 稚内大谷高校 5/22 幌加内町立幌加内中 6/7 深川東高校 6/11 月形刑務所 7/12 オホーツク振興局決起大会・網走 7/17 札幌市立篠路中 7/18 旭川市立旭川第二中 7/23 伊達高校 (前田)

■免許停止処分者講習

4/26、5/30、7/11 前田 6/28、8/8 真島勝



《いのちのパネル展》

- ① 3/18~24 西区民センター ② 4/6~12 北広島駅エルフィンパーク ③ 4/20~26 豊平区民センター ④ 5/20~24 千歳市役所 ⑤ 6/14~17 JR手稲駅 ⑥ 6/18~21 北海道大学 ⑦ 7/15~18 白石区民センター ⑧ 7/27~30 東区民センター (以下予定) ⑨ 9/1~7 伊達カルチャーセンター ⑩ 9/10~20 留萌振興局 ⑪ 9/25 札幌駅地下歩行空間(反射材フェア)

《是非ご参加下さい》

世界道路交通被害者の日 北海道フォーラム
「交通死傷ゼロと被害者の尊厳・権利」

特別講演 諸澤英道氏

常磐大学元学長、世界被害者学会理事
著書に「被害者学」(成文堂)など

■11月16日(土) 13:30~16:30

■「かでる2・7」(北2西7) 520研修室

WHO(世界保健機関)が提唱した「世界道路交通被害者の日」(11月第3日曜)に連帯して開催

①ゼロへの願い(被害者の声) ②特別講演

③ゼロへの誓い の3部構成 ※入場無料